

税制調査会（第16回総会）議事録

日 時：令和4年9月16日（金）14時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

ただいまから第16回「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいており、オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡を頂戴できればと思います。

なお、プレスの皆様には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会議の様態を御覧いただくこととしております。

加えて、これまでと同様にインターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、お含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

前回総会の最後に申し上げたとおり、本日は最初に、「税に関する総論的議論」として、「租税原則における中立」に関して、土居委員から経済学的な視点からの御示唆をいただければと思います。

また、私から事務局に依頼して資料を御用意いただきましたが、これまでの有識者ヒアリングのエッセンスを総会の最後に皆様と共有できればと思っております。

それでは、議事を進めたいと思います。

本日は、税に関する総論的議論の一環として、「租税原則における中立」に関して、経済学的な視点からの御示唆をいただければと思います。当調査会の土居委員からプレゼンをいただきたいと思います。

御説明の後に、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、まず、土居委員から御説明をお願いいたします。

○土居委員

資料総16-1に沿ってお話をさせていただきます。

2ページ目ですが、我が国の税制の基本原則として、公平・中立・簡素という3つの原則がしばしば掲げられます。政府税制調査会の2000年7月の答申において、公平・中立・簡素について非常に分かりやすく説明がなされております。今日はその中の一つである「中立」の原則にフォーカスを当ててお話をさせていただきたいと思います。

「中立」の原則とは、この答申によりますと、「税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにする」という原則であります。

「中立」の原則というのは、多分に経済学の理論に裏づけられたものであります。

「公平」というのは、特に学問的知識を有しない一般の方でもナチュラルにお分かりになられると思いますが、「中立」は、あまり使い慣れていない言葉遣いとまでは言わないまでも、日頃多用されない日本語であります。「中立」の原則は、経済学で言うところの「パレート最適」、ないしは「効率性」という言葉と裏表の関係にあると捉えていただければと思います。

3 ページ目ですが、「パレート最適」は、経済学の専門用語で恐縮ですが、誰かの状況を悪化させずに、もはや他の誰かの状況を改善することができない状態で、これ以上資源配分を改善することのできない状態のことを指します。最も効率的な状態でございます。

ただ、現実の経済においては、最も効率的な状態で経済活動が営まれているわけではありません。もちろんこれは税だけでなく、様々な制度や商慣行によって資源配分がゆがめられることがございます。このゆがみの度合いを一つの尺度として、超過負担ないしは死重損失と呼ばれますが、同じ意味として捉えていただければと思います。パレート最適か、どれだけかけ離れているかということのある一定の仮定を置いて経済学的に測ることができるとされており、超過負担ができるだけ小さくなるような税が、「中立」の原則に即せばより中立的な租税であると考えられると思います。

パンと御飯という選択があったとして、現在パンと御飯の消費税率は同じですが、例えばパンの税率が非常に高い状況で、本当はパンを食べたいが、たくさん税金を払わなければならないので、パンをやめて御飯にしようと思つたとすると、それは税率の違いによって人々のパンか御飯かという選択をゆがませているということになります。この例で言えば、パンを食べるといふ経済活動を税によって阻害していると捉えられ、そういう観点からの原則が「中立」の原則と言います。そこまで難しくはないと思いますが、これまでの議論は割と抽象的な議論が多かったと思います。

4 ページ目ですが、パレート最適とはどういうものかというのは、こちらに御参考までに記載しております。

「効率的」という言葉をこれから何度か使いますが、ここから申し上げる私の「効率的」という言葉は、パレート改善という意味で「効率的」という言い方をしますので、日本語で言っている語義と若干ずれるところがあるかもしれませんが、御理解いただければと思います。

5 ページ目ですが、超過負担について、結論を先に申し上げますと、税率の2乗に比例することが経済理論で証明されております。税率が2倍になると経済活動をゆがめる大きさが4倍になるという意味で、単に2倍が2倍になるわけではなく、さらに大きくゆがめられるということです。

確かに、増税をすると経済活動が萎縮するということは多くの方が実感されているかと思いますが、経済学的に言うと、今申し上げたような意味で、経済活動を阻害する

ということが厳密に証明されています。

6 ページ目は簡単な証明ということで御参考いただければと思います。

7 ページ目ですが、「中立」の原則について、この元をたどると、戦後の我が国の税制の在り方に大きな影響を与えたとされるシャウプ勧告に遡るとされており。シャウプ勧告で公平・中立・簡素に関しての言及があったことは事実です。加えて、金子先生が2000年に書かれた論文において、6つの歴史的な意義があったということの中に、税制の中立性がシャウプ勧告で打ち出されたということを挙げておられます。ただ、英語で言うところの「a neutral tax」という文言は、実はシャウプ勧告をよく読んでも1か所ぐらいしかないとこれまで指摘されています。

原文が英文で、邦訳はそのときに事務局が同時に翻訳したということで、1949年の翻訳をここに載せておりますので、後々出てくる翻訳が今の語感と少し違う日本語を使っている場面もあるかもしれませんが、これは私が翻訳したのではなく、当時シャウプ勧告と同時に出版された翻訳であります。

例えば、「a neutral tax」と言っているのは、意外と今日でも話題になっている話であります。相続税・贈与税が実際にどういう形で課されているかということに鑑みますと、中立性の原則に立ったときに望ましいとされるのは、生前贈与をしても、遺産として相続しても、最終的に税負担は変わらないという課税の仕方があるのではないかということ、シャウプ勧告でも指摘がなされていたことでもあります。

8 ページ目ですが、「中立」という言葉は出てきませんが、効率性に関する言及は幾つかあります。あくまでもこれは例示ではありますが、「efficiency」という英語はそもそもありませんが、まさに先ほど説明させていただいた中立の原則の語義に即した文言として、一定の税収を得るのに総生産をできるだけ阻害しないように課税するのが良いということについて言及があった部分であります。

それから、「incentive」という英語が文字どおりシャウプ勧告にございます。ただ、翻訳では「意欲」という言葉で訳されていて、「インセンティブ」という言葉はその当時はまだそれほど流布されていなかったようではありますが、まさに今にも通じるような表現がここに記されています。既に1949年に指摘されており、9 ページ目にもございますが、文字どおり「the efficiency」という文言が記されているということでありまして、まさに金子先生が御指摘されたように、シャウプ勧告の中でも「中立」の原則というものがいろいろなところにちりばめられていると解釈することができます。

実は、「中立」の原則というのは、シャウプ勧告において世界で初めて指摘されたものではなく、もう少し遡って20世紀の初頭にほぼ確立したと言っていいような考え方でもあります。

10 ページ目ですが、象徴的には、ピグーという19世紀から20世紀にかけてのイギリスの経済学者が、『財政学』という1928年に初めて出した本の中で、「最小犠牲原理」という表現をしています。政府の全ての活動はその市民の厚生をできる限り最大化

するようにという考え方の下に課税を考えるべきだということをピグーは指摘しており、まさにこれが中立の原則に通ずる、もっと遡ったところの歴史的な背景であると思います。

11ページ目ですが、2000年7月の答申の中で、マスグレイブの7条件というものを挙げております。7条件の中の4つ目で、「中立（効率性）」ということが指摘されております。その中では、先ほど御紹介した「超過負担」という文言も表記されております。

マスグレイブ夫妻が書いた『財政学』という本は、1973年に初版が出ているのですが、1970年代にこの考え方が確立したのかということ、そうではなくて、先ほど申し上げたように既に20世紀初頭に考え方が打ち出されておりました。

政府税制調査会の答申を遡りますと、公平・中立・簡素の三原則について、高度成長期の頃から答申を出すたびに毎回その三原則を書き込んでいたわけではなく、1980年代になって復活をしております。

12ページ目ですが、その一つの契機となったとされているのが、レーガン大統領時代に出されたアメリカの「公平・簡素及び経済成長のための税制改革」という報告書であります。そこで「neutral」という言葉も用いられており、その意味で、経済学者の中でも、これが日本にも影響があったという見方があります。

13ページ目ですが、政府税制調査会の答申を遡ってみますと、1980年11月に出された答申には、文字どおり経済に対して中立的であることをよしとするという旨の記述があります。

背景として、課税ベースの広い間接税に着目する必要があるとされていて、まさに、1989年に消費税が創設される前夜でありました。これまで高度成長期を通じてどんどん直接税の負担が重くなり、所得が増えるたびに税負担が重くなるという意味において、就労意欲に影響を与えているという懸念があったり、さらには個別の品目ごとに税率が異なるという物品税が当時は間接税の中でありましたから、品物によって税率が違うというゆがみがあったりということもあって、そういう観点から「中立」の原則が1980年代にどんどんクローズアップされていきます。

13・14ページ目は、1980年代の「中立」の原則をさらに強調していく場面ということで、政府税制調査会の答申の中でも触れられておりました。究極的には、15ページ目ですが、1988年は消費税が導入される前年であり、分量としては4月の中間答申の方がしっかりと記述されていて、正式な答申として6月に出されまして、これが消費税の導入につながる答申であったと位置づけられております。

16ページ目ですが、1989年に消費税が導入された後、1993年に出された答申にも、1988年6月の答申の趣旨に沿って抜本的税制改革が行われ、そして、公平・中立・簡素という基本理念が徹底される形で税制改革が行われたという認識が示されております。さらに、もっと中立的な税制を築いていくことが必要だということが追記されてお

ます。

17ページ目ですが、「中立」の原則ばかりを強調しているわけではなく、1997年の答申では、トレードオフの関係、つまり、中立の原則を重んじると、逆に、特に公平性の中でも垂直的公平性、簡素というものが犠牲になる可能性があることが意識されており、このバランスが大事だということが指摘されております。

18ページ目ですが、21世紀を目の前にして、さらに経済活動に対して中立的な課税、これは特に国際化を意識したもので、日本国内だけ重い税を課して、諸外国ではそうではないということになると、日本と外国との間で中立的でない状況が起こり得るということ、それから、金融取引もボーダーレス化が進んで活発になっているので、金融商品ごとに税率が異なる状態に対しては中立性の確保が必要だということも当時指摘されておりました。

19ページ目ですが、第二次安倍内閣以降、中里会長の下で取りまとめられた答申、さらにはその答申につながるレポートの中で、文字どおり、「女性の働き方の選択に対して中立的」「働き方の選択に対して中立的」という言葉が出てきております。さらには、2019年9月の答申では、資産移転の時期の選択に中立的な税制という言葉がございます。

20ページ目ですが、先ほど御指摘させていただいたように、「中立」の原則は垂直的公平性とトレードオフになることが多く、象徴的なものとして累進課税が挙げられます。累進課税は、垂直的公平性をかなえる税ではあるが、それによって課税後賃金(率)がゆがめられるので、中立的でないという問題があるということで、トレードオフの関係にあります。

21ページ目ですが、効率性の観点から、経済学において課税の在り方を考える一つの理論として「最適課税論」というものがあります。最も中立的な原則にかなう税は一括固定税、ないしは全ての人に同じ税を課すということであれば、その一つの形として人頭税がございます。

人頭税は、想像するとすぐお分かりいただけると思いますが、お金持ちの人もそうでない人も皆同じ額の税を払うということでは、垂直的公平が損なわれるのではないかということは容易に想像できて、まさに先ほど御指摘したようなトレードオフがあるということは重々踏まえつつも、実際、諸外国を見ても、人頭税が大々的に税収を得るのに使われていることはあまり多くありません。人頭税は確かに中立的なものでありますが、人頭税が用いられない場合に、セカンドベストの意味で望ましい税はどうかということを探求するのが最適課税論と言われているものです。

22ページ目ですが、先ほどピグーの話をしました。ピグーと同じ時代の経済学者にラムゼイという経済学者がおり、ラムゼイが最適課税論として後に評価される大きな業績を上げていて、逆弾力性の命題というものを証明しました。

ただ、これは各財の需要が相互に独立である場合に、その税率は需要の価格弾力性

が低い財ほど高い税を課す方が超過負担を小さくできるということで、中立の原則にかなうという結論を導いております。よく考えてみますと、需要の価格弾力性が低い財というのは必需性の高い財、例えば食料品は値段が多少上がっても需要は減らせないため、低所得者ほど価格弾力性が低い財を買うシェアが高い、いわばエンゲル係数が高いとすると、そういう品物に高い税率を課すのは、確かに超過負担は小さくできるかもしれないが、垂直的公平はかなわないという問題があることがしばしば議論されております。

23ページ目ですが、トレードオフの話から少し離れまして、増税すれば経済活動を萎縮させるからよくないという御意見が確かにあるのですが、増税を全く集めないわけにはいきません。行政サービスを提供するためには一定の増税が不可欠ですが、一定の増税を集めるために、それでもなお経済活動を萎縮させないような増税の在り方はどういうものなのかということとして、「中立」の原則を活用することは十分に考えられます。

そういう観点からすると、経済学の研究では、累進所得税や法人税に比べて消費税の方がより中立的な課税である。意識しますと、消費税で増税を得た方が経済成長率を下げにくいと言えるかと思えます。

意外と消費税は不人気といひましようか、消費税を上げると経済成長率が下がると言う方もおられますが、他の税で同じ増税を得たならどうなのかという比較考量が必要だと私は思っております。他の税で同じ増税を上げようと思うと、もっと経済成長率を下げる可能性があるとするれば、消費税の方がまだ良いのではないかということですね。もちろん経済成長率ばかりで経済政策、税制の評価をするわけではありませぬので、様々な評価軸があつて良いとは思いますが、経済成長率という話で申しますと今申し上げたようなことかと思ひます。

さらに、消費税は国際的な共通のルールとして、輸出免税制度がありますので、内外無差別で、国内企業と国外企業の中立性を保つ仕組みも兼ね備えております。

24ページ目は御参考になりますが、OECDの研究で、消費税収が増税に占める割合が高いほど、経済成長率をより高くするという研究が出されております。

25ページ目ですが、所得課税と消費課税について、垂直的公平性を実現するのであれば所得課税であるが、消費課税は効率性、中立の原則をかなえるのにふさわしく、それぞれの役割分担があるのだらうと思ひます。

公平性の原則に照らしますと、消費課税はまさにより機能を發揮します。政府税制調査会でも、いわゆる1億円の壁について議論されております。各所得層で所得税負担率をプロットした資料が出されて、1億円の壁というものがあるという認識がございます。その主たる要因は金融所得課税であらうという一方で、高所得層の実態はどうかしっかりと把握するべきではないかという意見もあつたと私は認識しております。今後議論を進める上で、事務局からより詳細なデータを御提示いただくことを期

待したいと思います。

中立の原則について、あと二点申し上げて終わりたいと思います。

26ページ目ですが、今日の超過負担ということだけでなく、今日から将来にかけての超過負担を考えると、今さえよければそれで良いというわけではありません。今は増税をしなくて、将来増税をしなければならぬことになることになると、将来の経済活動を大きく萎縮することになりかねないので、今日から将来にかけて、時間を通じてできるだけ超過負担を小さくして中立の原則にかなうようにするという考え方が課税平準化政策と言われるものです。

27ページ目ですが、先ほど御紹介した超過負担の大きさは税率の2乗に比例するという理論的バックグラウンドが物を言います。そのイメージとして、現在から将来まで、例えば期間を40年間として、前半20年間・後半20年間と他意なく申し上げますと、その40年間で必要とされる税収は同じ額だけきちんと用立てなければならないということだといえます。そのときに、今5%の税率をそのまま据え置いて増税を先送りにして、後半20年間で15%まで引き上げることにするという税収と、今から早速10%に上げて、将来も10%のまま据え置くという形でいきますと、同じ税収がその時間を通じて得られると考えられます。

その場合、今すぐ税率を10%に上げてそのまま据え置く方が超過負担をより小さくできるということをこの図で示しております。将来、より高い税率になると、そのときにより重く超過負担が生じるという結論であります。そういう意味で、必要な税収を確保するべく早期に増税をして、それ以後税率を上げない方が、増税を先送りするよりも中立の原則にはかなうということでもあります。

28・29ページ目はピグー税について、より現実的には炭素税につながる話であります。課税をすることによって、資源配分がより効率的になるというある種逆説的な税であります。地球環境問題などは、市場を通さずに家計に損失が生じます。つまり、買ってもしないものに損失を被らされ、損失に伴う費用を外部費用と呼んでいますが、それが必ずしも明示的に認識されないため、その外部費用を、あえて税という形で政府が介入して、経済活動を営むときにその費用を認識させるという役割があるのではないかということが、経済学で言うところのピグー税という考え方で表されております。

具体的には、炭素税はCO₂の量に比例して課税するものですが、いつでも確実に政府が望ましい炭素税が課せられるわけでは必ずしもありませんので、そういう場合は試行錯誤をしながら税率を調整していくこともあって良い。そういうことで、これも経済学者の名前を冠しておりますが、ボーモル・オーツ税というピグー税のような税がございます。試行錯誤しながらより適切な税率に近づけようと模索するということで、課税しないよりは課税した方が資源配分をより効率的にできるので、そういう考え方も現実的には欧州諸国等々で活用されているところかと思えます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○中里会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見などがあればお願いしたいと思います。

御意見等がございます方は、会場で御出席の方も含め、画面上の「挙手」ボタンを押してください。発言順につきましては私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方は「ミュート」ボタンを解除して御発言ください。

挙手いただいた順に基本的には指名させていただきますが、おのおの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、「挙手」ボタンのプッシュをお願いします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

私は最適課税論の研究者で本業はそちらなので、土居委員の説明は非常に網羅的だったのですが、幾つか補足をさせていただきたいと思います。

最適課税論に関して、土居委員に御紹介いただいたものはかなり理論的なお話だと思われがちですが、最近かなり定量的な議論がありまして、サエズやピケティが研究しているもので、最適な所得税率は幾らかという話がございます。

なぜ定量的かということ、実際に所得の分布と、課税所得の弾力性と我々は呼んでいますが、税に対して人々がどう反応するのかというデータがあれば、あとは不平等回避度みたいな社会的な価値観を併せ持てば税率が出てくるのです。

これがなぜ重要かということ、エビデンスにきちんと基づいて税制を考えていく一助になるからです。所得の分布、弾力性というのはまさにエビデンスなのですが、現実はまだもっと複雑で、単純に決まるものではありませんが、今の所得税率が高いのか低いのかを判断する一つの鍵になるかと思います。そういう意味で、最適課税論はかなり抽象論だと思われがちですが、データを使ったかなり具体的な議論がなされております。

それから、最適課税論が実際の税制に大きく影響したものとして、生産効率性命題というものがあまして、なぜ消費税がいい税なのかということの説明してくれています。

生産効率性命題というのは、先ほど土居委員もセカンドベストという言葉をお使いになりましたが、超過負担はやむを得ないとしても、超過負担は生産の途中段階で発生してはいけないという考え方です。そのため、人々の消費をゆがめても、生産プロセスをゆがめてはいけないという発想です。

消費税には仕入税額控除があるので、生産過程をゆがめておりません。厳密に言えば、経済的なレントに対する課税が適切であることが前提ですが、消費税のように生

産過程をゆがめない税をつくるべきであるという考え方になります。

地方税との関係では、税率にあまり地域差があると地域間での資源配分がゆがめられ、これも生産過程をゆがめていることになりますので、望ましくないという話になってきます。

また、経済学者はキャッシュフロー税が大好きなのですが、なぜかという、同じく生産過程をゆがめないからです。ある意味、これも最適課税論からの示唆ということになります。

最後に、なぜ経済学者は軽減税率が嫌いかということにも関わるものとして、Atkinson and Stiglitz 命題というものがあまして、土居委員の所得課税と消費課税のすみ分けの話になりますが、もし公平について議論したいのであれば所得課税でやればよい、財源を確保したければ消費税でやればよいというすみ分けになります。

軽減税率は公平の観点から入れるという言い方をしますが、公平を追求したいのであれば、改革すべきは消費税ではなく所得税であるという議論です。だから、経済学者は軽減税率にみんな反対していたということです。むしろ給付付き税額控除の方がよかったというのは、こういう理論に基づきます。

これまで政府税制調査会では、制度論や執行面での議論が多かったのですが、こういう最新の議論、最適課税論のような一見学問的な議論からもいろいろな税制改革での示唆はあるように思いました。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

幾つかコメントさせていただきますが、一点目は、「中立」という言葉は、経済学者が無理やり効率性に結びつけているような気がしており、一般の方々のイメージとかなり離れているのではないかと考えています。

人々の行動に影響を与えない税が望ましいとされますが、影響の与え方は価格を変えることによる影響もあれば、ランプサムの所得を変えることによる影響もあります。経済学的に言うと、ランプサムの給付をしたり、課税したりすることで行動を変えることは、エクステンシブマージンの場合は別ですが、インテンシブマージンで考えると、効率性の問題はないと普通は考えられます。非常に込み入った議論で難しいと思いますが、中立性という言葉がどれくらい経済学的に意味を持つのかと私は昔からずっと疑問に思っていました。

二点目は、土居先生が御説明されたのは、最適課税論を専門としていない経済学者が一般的に考えるような最適課税論だと思います。基本的に逆弾力性命題として、ラムゼイの話がよく出てきますが、数学的に考えると、この問題は、同じ個人がいっぱいいる世界における問題か、もしくは異なった個人がいる場合は個人から取る税の金額を、例えばAさんからは10万円、Bさんから100万円というふうに前以て決めたときに、

その税額をそれぞれの個人に特化した間接税で取ったらどうなるでしょうかという問題になる筈です。

そのため、一般の経済学者が思うような解釈では、弾力性が低いところに課税を大きくしたら、低所得者が困るのではないかとよく言われるのですが、あの問題はそういう問題を解いているわけではありません。私も大学の授業中に、毎回このことは強調して議論しているのですが、多くの経済学者が割と間違えて議論している命題だと思えます。そもそも公平性を考える必要がない世界での問題でありますし。

最適課税論の議論も、本来、1970年代以後、マーリーズが出てきてからの社会厚生関数を利用した公平性と税率のゆがみの両方を考えた議論がもう少し紹介されてしかるべきだと思います。これは、佐藤委員がおっしゃったサエズたちの最適税率の議論を実証的に検討するという話にも関係しております。

最適課税論は、効率性と公平性を別に考えず一つのまとまりとして考えている分野になっているということは御認識いただければと思います。

○中里会長

土居委員、もしお答えがあればお願いします。

○土居委員

林特別委員のおっしゃるとおりです。今日は、「中立」の原則に絞るため、あえてそういう表現をしましたが、今や、垂直的公平と中立というものが、中立というか効率性と言った方が正確だと思いますが、その両者を併せ持ったところで最適課税論と呼ばれる学問分野があるというのは私もそのとおりだと認識しております。

一点つけ加えると、垂直的公平性の尺度が一本というか、もちろん測れるのですが、何をもってベストと言うかというのは価値判断に関わる部分があります。これもまた現代的な最適課税論では、様々な価値観を定量的に表している言葉であります。中立、効率性の尺度は、先ほど説明したように、北極星というか、ここがベストだということがありながら、それにどれだけ近づけられるか測れるのですが、垂直的公平性というのは、必ずしも人々の価値観が一つではないので、どれぐらい公平にすればいいか場合分けをしながら議論する形になっているという意味において、その2つは区別されているところはあるのではないかと思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

資料の6ページ目に超過負担の図がありましたが、この三角形はもし税のない世界ではeの点で均衡するだろうと思います。しかし、税が入るので、消費者が買う値段はfあるいはgのところになるし、生産者が売る値段はiまたはhのところになるだろうと思います。この三角形の下半分については、誰かに帰着するという議論を経済学でされているのかどうか。もし帰着しているのなら、これは生産者に帰着していると

ということになるのかどうかもまず伺いたいと思います。

次に、今日の御説明の中で、消費税または一般消費税という言葉が何度か出てきたと思いますが、これと現在の消費税法上の消費税は同じものなのでしょうか。あるいは、間接税ではない消費課税というものもアメリカなどでは構想まではされたということは御案内のとおりだと思いますが、そういったものへの示唆があるのか。この議論は、いわゆる年金課税などでEETとなどがありますし、退職金など所得税内部で消費を捕まえている部分があるかもしれないので、そういったことへの示唆があるのかどうか。例えば累進的な消費課税といったものがないわけではないので、もし何かお考えがあったらお聞かせいただければと思います。

最後に、今の帰着の話にも関係するのですが、先ほどの金子先生の教科書なども読ませていただくと、所得の課税単位は個人であるが、消費というのは家族が単位になっているのではないかという議論があるかと思いますが、この辺りについてお気づきの点があったら御示唆をいただければと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

一点目の御質問ですが、6 ページ目は、微分積分を知らなくても、何とかこじつけて税率の2乗に比例することを説明するための相当ラフな近似であり、厳密には、そこまで近似をしなくても税率の2乗に比例することが証明できるところはあります。そういう意味では、下半分という考え方は、実はラフな近似であるがゆえに御指摘の点で出てくる部分であります。ここでは赤い部分が超過負担であるということで、誰かに帰属するものではない部分、ないしは、かつては生産者が余剰として持っていたが課税によって失ったという説明になろうかと思います。

次に、累進的な消費税について、かつては支出税という考え方が出されていたことは御存じだと思いますが、デジタル化がもっと進み、人々の消費額などの情報をプライバシーをあまり侵害しない形で収集できるならば、もしかするとそういうことができる可能性が、20世紀で考えていたより21世紀で考えていたときのほうがあるかもしれないと思います。しかし、相当ハードルは高いと思いますし、デジタルで情報が入手できたとしても、それがアベイラブルになるかどうかは、消費した個人の自由にも関わるところがありますので、どこまで税の実務の世界までこれを用いるような時代が来るのかと思います。

もし本当に情報が手に入れられれば、経済学者が理論として数式で表現しているような形で、より望ましい課税というものがフリーハンドでできるとすれば、できるかもしれないというところを夢想しているだけかと思います。

次に、消費が世帯単位・家族単位になっているというところは、まさに御指摘のとおりかと思います。ある意味で世帯単位での所得税、N分N乗とまでは言いませんが、そ

の考え方とかなりオーバーラップしてくるところはあるのではないかと思います。我が国は個人所得課税なので、一足飛びに世帯単位での個人所得課税を税制上体现するのは難しいかと思えます。

そういう意味では、消費課税でどれだけ取って、所得課税でどれだけ取るかという税収構成はあるとはいえ、個人所得税で個人単位での課税を世帯単位に変えなければならないという部分を、少しは消費課税で世帯単位めいたもので課税していると解釈するというのであれば、消費課税のウェイトをより多くすることを通じて、世帯単位での課税のウェイトが大きくなるというような間接的な政策手段による誘導が考えられなくはないというか、解釈できなくはない。そういうものであると思えます。

○中里会長

吉村委員、お願いします。

○吉村委員

日本の税調の議論では、必ず公平・中立・簡素が出てきて、この3原則は、それぞれトレードオフもあるが重要であるということが強調されておりますが、それぞれの関係について以前から疑問に思っていたことをお伺いしたいと思えます。

公平との関係で、公平については藤谷先生から以前御報告があったところでありますが、もし中立についてここで挙げられているように、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択をゆがめることがないようにするといった考え方で捉えた場合に、公平の考え方における水平的公平とわざわざ独立したものとして主張する意味はどれぐらいあるのかと思っております。公平について、結局3原則として挙げた場合に、ここで言っている公平というのは垂直的公平だけで足りるのではないかと感じます。

その一方で、中立、あるいは効率性と言い換えた場合に、水平的公平とわざわざ公平なところで重ねて言う必要はないのではないかと教えていただければと思えます。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

今回プレゼンをさせていただくときに、今一度シャープ勧告の原文を読んだのですが、水平的公平にかなり近い考え方とオーバーラップするような記述が「中立」の原則に関連するところでありました。いろいろな解釈の仕方があると思えますが、「中立」の原則の話をしていると思われるところで、「公平」という言葉が用いられていることがあります。

それから、先ほど例示させていただきましたが、8ページ目の「中立」の原則の定義にそぐうような記述があると解されているところ、1つ目の部分ですが、第一章のH節で「公平」と書いてあります。これはまさに水平的公平を暗にうかがわせるような面も解釈の仕方としてはあるかもしれないということからすると、吉村委員がおっしゃ

るように、水平的公平と中立というものがオーバーラップして人々に想起させているというところは、これまでも振り返ってみると、先ほど御紹介したピグーの『財政学』の記述も、ここではまだ効率性という概念で租税原則を捉えてはいないので、水平的公平と言ってもいいようなニュアンスも文言としては感じ取れるような部分がまさに1920年代とか1940年代にはあったと思います。

その後、先ほど佐藤委員、林特別委員がおっしゃったような意味で、最適課税理論が経済学の中で相当な柱として確立していく中で、中立というよりは、資源配分の効率性、パレート最適により近づけることこそが、水平的公平とは違う意味の概念・原理なのではないか、原則なのではないかということとして、今日に至っている読後感といひましようか、私は歴史家ではありませんが、そういう気がいたしました。

○中里会長

増井委員、お願いします。

○増井委員

質問が一点ございます。

各国がグローバルに租税競争している状況の下で、本日の土居委員のお話はどのような含意を持つことになるのでしょうか。

○土居委員

まさに重要な御指摘で、各国の課税権、主権があるということで、経済学者が考えているほど容易にそれが体現できるとは思えないというところはまず前置きで置かせていただきつつも、例えば法人課税であれば、できる限り各国共通の仕組みを持つことを通じて、どちらの国で立地しても同じような税負担を負うことが実現できたり、減税措置が講じられるとしても、それぞれの国でその仕組みが大きく異なる形にしたりすることが、立地、生産の規模、用いる生産要素、さらには資金調達として負債か株式か、そういうところの選択をゆがませないようにすることに通じてくると思います。

ただ、言うは易し行うは難しで、全ての国で同じような税制が取れるようにすることは、EU加盟国内ならまだしも、そうではない縛りのないところでは、租税条約等で少しは近づけることはできたとしても、遅々とした歩みにならざるを得ないと思っております。

○中里会長

神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

中立の原則に焦点を当てながら包括的に全体を見ていただき、また、空間的・歴史的にまとめていただいて、大変役に立った御発表だったと思います。

これは確認というよりも、多分そうだろうということなのですが、課税の基本原則は、個々の税目を考えるだけでなく、そもそも課税原則間で衝突する関係が起こるの

で、ここでいう3つの大きな基本原則をどうやって税体系全体の中にバランスを取って盛り込んでいくかという発想であると理解しています。

私の研究しているドイツ財政学の観点から言うと、公平というのは公平の原則ですが、中立というのは大きく経済政策上の原則の中に入ってくるもので、簡素というのはむしろ税務行政上の原則として大きくまとめられてきたものに入っているのではないかと思います。ドイツ財政学ですって言うことで課税原則論の中から抜け落ちたのが財政政策上の原則になります。

つまり、財政需要を充足するために必要な税収を確保すること、それから、様々な不測の大きな危機的な状況が起きたときに直ちに税収を引き上げる、少しの税率の変化で税収が確保できるということで、財政政策上の原則が抜け落ちておりました。それは土居委員の御発表の中で、いろいろ収入を考えると、こうやったほうがいいのではないかと、こういうことも考えられるというところが続いてくると思います。その問題がまず抜け落ちているという問題があるように思います。

次に、シャープ勧告は、完全に税体系がガラス細工のようにどこ一つとして変えてはいけないというぐらい、きちんと自分たちでバランスを取っていると思っていると考えます。そのバランスを取ったという中で、いろいろな原則を言っていて、税率を操作するよりもベースを広げる方が全体の税体系はうまくいくというのが非常に重要な観点だと思っています。

もう一つは、こちらの税金で得をしようとする、こちらの税金でとんでもない負担が増えるというふうに、有機的に全部関連づけられながら課税原則を見いだそうとしているのは大変評価しており、その意味で、これはさすがだと思いましたが、シャープ勧告は書いている人が異なり、相続税と贈与税のところはビックリーが書いているので、「中立」という言葉が入っています。その他はビックリーが全部書いているわけではないので、それを見いだされたというのは大変な鋭眼だと思っています。

この4つの原則として、財政政策上の原則を入れると、ベースを大きくした税を軸に考えていくこと、つまり基幹税、税体系の基軸を取る上ではベースの広いもの、それからなるべくベースを広げることが、税率を引き上げるのであれば富裕税みたいなもの、最高税率を引き上げると考えていますから、税率を引き上げるよりも、ベースの広い税体系をつくるという考え方が重要ではないかと思っています。

それから、公平性の観点からも消費課税は立論できて、そもそも所得税に関して、負担能力を捕まえられるかどうかというのは限界があると思います。税金は富裕者に対する社会保障制度になっていると言われたぐらい、結局、贅沢な生活をしているが、所得税は全然かからないという不公平さがあります。

公平性の原則からも、やはりベースが広くて、消費的な課税と補完してあげることがしないと、負担能力に応じた課税はできないのではないかということは、相互に有機的に関連づけられているのではないかという理解でいいのかというのが質問になり

ます。

○土居委員

最初に、公平・中立・簡素の3原則は、財政政策の必要性にまつわる原則が抜けているということはおっしゃるとおりで、11ページ目にマスグレイブの例を挙げました。神野会長代理はワグナーを想定されていると思いますが、多分にワグナー、ケインズの影響を受けたマスグレイブの7条件で、最初は6条件だったのを1つ増やして7条件にしているのですが、7条件に充分性や経済の安定と成長という条件を入れており、3原則では十分に表し切れないという部分は、他の経済学者、財政学者が提唱した原則の中に盛り込まれていて、政府税制調査会の議論でどこまでそれぞれの委員の方々が、3原則以外の原則のことを思い起こしながら議論なさるかということに関わってくると思います。

そういう意味では、公平・中立・簡素という政府税制調査会で基本とされてきた課税原則に基づいてお話をさせていただいたというのが今日のお話であります。3原則に拘泥するべきではないという考え方も、それはそれとして一つの議論の在り方だと思います。

それから、1980年代に改めて政府税制調査会でこの3原則に絞った一つの契機になったのではないかと思うのは、12ページ目のレーガン大統領に対する税制改革の報告書が結構効いているのではないかと思います。公平・簡素と経済成長と言っており、経済成長は、ここではどちらかというところと読み替えているような面があると思います。

抜本的税制改革の目的の筆頭に、ニュートラルティーについて書いてあるのは事実ですが、実はニュートラルティーというののもう一つ書いてあります。今日は皆様を混乱させないために載せませんでした。税収中立性もこの報告書の3番目ぐらいに挙げられています。つまり、何かの税収を減らすならば何かで増税するべき、ないしはきちんと歳入・歳出、収入・支出が合うようにという考え方も、1984年のレーガン大統領の報告書に明記されています。

ですから、ここでは税収中立性という言葉で中立と言っているわけではないということを確認するために全く触れませんでした。財政政策の必要性ということと言っていると、政策のために税収を確保することがあっていいということは、これまでのいろいろな税制にまつわる議論の中で取り上げられてきていることだと思います。

それから、公平の観点からも消費税という考え方はきちんと立論できるというのは、まさにおっしゃるとおりであります。特に、16ページ目の1993年の答申において、ここでは「見直しの視点」の③で中立的な税制を構築するという部分だけを取り上げていますが、公平という観点からも消費課税が重要だということは、世代間の公平にまつわる部分として、この「見直しの視点」の①で、この答申でしっかり書き込まれております。そういう意味で、21世紀をにらんで、世代間の公平という観点からも、消費税が

評価できるということもこの答申では指摘されております。

何か昔話ばかりしておりますが、温故知新のつもりで今後の議論に資するべく申し上げているということを付け添えたいと思います。

○中里会長

中空委員、お願いします。

○中空委員

金融取引課税と炭素税についてコメントします。

金融取引課税に関しては、最近、投資家の人たちが岸田政権はいいなと思われるためにどういうことを言うと評価が高くなるかということをよく聞くのですが、そうすると、金融取引課税や、キャピタルゲイン課税は一切やめてくれということが多いです。

これは投資家の身勝手な論理だと言われるかもしれませんが、一つ考えてほしいのは、中立や公平もさることながら、税制は戦略に使わなければいけない面があるのではないかということです。

例えば、海外も国内もそうですが、国内の金融市場にお金を残すために、例えば1年間のうちに再投資をするのであれば課税しないみたいなことがあってもおかしくないと思います。ですので、戦略的な課税の仕方をもう一つ中立や公平の中に入れるのはありなのか、なしなのかということは、私たちもよく議論しています。専門家の立場から何か御意見があれば教えていただきたいと思います。

炭素税については待ったなしだと思っているのですが、炭素税を考えるときに、どういうことを考えなければいけないのか。そして、排出権取引をやっ払い、GX経済移行債のバックファイナンスをつけようなどと言っている中で、なぜ炭素税の話がなかなか出てこないのか。これについては、どうしたらいいとお考えでしょうか。

あと、御説明の中で、消費税で税収を得た方が経済成長率をより下げにくいというお話があったのですが、岸田総理は10年間ぐらい消費税は上げませんと言っていたと思います。そのため、ここから10年間ぐらいを使って消費税で税収を得た方が経済成長率をより下げにくいということを、国民に向けて説明していくことが必要ではないかと思いつながら御説明を聞いておりました。

消費税は私たちにも影響するから良くないことだというのが専らの発想だと思うのですが、こういうことを精緻に説明することがまずは肝要だと思いました。

そういうことも踏まえて、土居委員への質問は、公平とか中立などいろいろな局面から考えて、今日本が最初に手をつけなければいけない税制はどれなのでしょう。私見で構いませんので教えていただきたいと思います。

○土居委員

一点目と三点目の質問は関連づけられるところなので、まとめてお答えします。確かに、経済学の理論でも、いわゆる資本所得課税とって抽象化していますが、キャピ

タルゲインや金融所得にまつわる所得に対する課税は、効率性、中立の原則に照らすと重くしない方が良いということになります。再投資を鈍らせて、資本所得課税が重いことによって資本蓄積が停滞・低迷するので、将来の所得を増やすことを鈍らせてしまうということですが、その半面、資本所得課税に替えて消費税にするとどうなのかという、もっと効率的になります。

ですから、ここでは3原則の中に税収中立という言葉は入っておりませんが、債務が多い状況の中で、税収を減らすだけというわけにはいかないとすると、資本所得課税を下げて、消費税で課税することが効率性の観点からは望ましいと理論的には言えると思います。政治的実現可能性は、経済理論から少し超越する問題かと思えます。

炭素税については、外部費用、温室効果ガスを排出することに伴って気候変動の源をつくっているということをごれぐらい重く見るかというところがなかなか正確に把握しにくい状況で、政府も全てを把握しているわけではないですし、当事者である企業も、自分たちが排出しているCO2がどれだけ直接的な金銭的費用に体现されるものとして悪い形で貢献してしまっているのかということも、なかなか簡単に実感を持って把握できていないと思います。確かにCO2排出量が多いと悪いことをしているのではないかと、地球環境を悪化させているのではないかとシンボリックには言えるとしても、定量的に見たときにどれぐらいかということがなかなか目に見えません。

そうすると、ポーモル・オーツ税のようなタイプで、漸進的にやっていけばいいという考え方もあるということも含めて、まずはスモールスタートで始めたらどうだということも考えられます。スモールのままが適切な課税なのかどうかというのは、外部費用が大きいとなると、もっと重く炭素税を課税しなければいけないというところまで至らないといけないことではあるのですが、そこはなかなかコンセンサスが得られていないがゆえに、炭素税、ないしはスモールスタートと言ったところで、何をもってスモールだと言うのだという入口のところで議論が止まっているところは残念だと思っております。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

中空委員と先ほどの林特別委員のコメントを聞いていて、思い出したことがあります。私の記憶違いでなければ、今から十数年前、第一次安倍政権か小泉政権のときに、税の原則として、中立性より経済活性化が重要ではないかという議論があったような気がします。

なぜ効率性が経済活性化ではなく中立性なのかというときに、税をあまり濫用してはいけないということが一つあると思います。もし効率性という言葉を使ってしまうと、世の中は非効率であります。環境問題に限らず、市場経済などあらゆる局面において非効率をもたらしております。では、全てに税が介入するのかという話になります

が、介入が必ずしもうまくいくとは限りませんし、そもそも事実誤認かもしれませんし、政治的に濫用される可能性もあります。そのため、一步引いて、税というのは中立であることを原則としましょう。原則からの逸脱は特段の理由がなければ駄目で、その特段の理由の一つが炭素税の話だと思います。

私が最初にコメントした生産効率性命題でも、Atkinson and Stiglitz命題でも、あれは前提条件があるので、前提条件を満たされていなければ成り立ちません。そのようなことはないという議論や論文はたくさんありますが、これを原則としましょうということだと思います。

特段の理由がない限りは生産過程をゆがめるようなことはしない。特段の理由がなければ、消費税、いわゆる付加価値税を変なことに使わない。軽減税率みたいな変なことをしない。それがあって、こういう中立性というものが位置づけられていると思います。ある意味極めて保守的な原則だと思います。

翻ってみると、我々は、中立性の原則からだんだん外れていると思います。賃金を上げろとって優遇税制を入れたり、研究開発しろとって優遇税制を入れたり、いろいろな形で税を、経済の活性化と言っていいのか、経済活動に対する介入と言っていいのか、そちらに使おうとしています。

その時々の方策的な要請があるのでやむを得ない面はありますが、そうであればこそ、その効果をきちんと挙証してもらって、効果があることを明らかにしない限りは、原則からの逸脱ということになってしまうと思います。ある意味、税は財政民主主義の枠の中にあるわけで、中立性というのは、税を濫用させないという意味において重要だと思いました。

最後に、これまで公平性と中立性の議論はありましたが、簡素性の議論はあったかという話です。例えばフリーランスや副業という形で、これから多くの人たちが税に関わってくるようになります。これまでは源泉徴収と年末調整で完結して、税務署に行ったこともないような方々が、これからは税務署に行ったり、確定申告をしなければいけなくなったりする局面が出てくることを考えると、納税者の視点から見て、税をいかに簡素にしていくかということは重要な論点であると思います。

○中里会長

梶川特別委員、お願いします。

○梶川特別委員

今、所得税の中で金融資産の課税といわゆる労働に関する課税が所得費目として違う、これらは比較所得税というくくりで語られると思うのですが、経済行為として金融というか、投資行為、ストックからの投資という行為と、フローとしての労働生産性を含む生産性の取引というのは、私は経済行為としては性格的にかなり違うのではないかと思います。

リターンに関しても、時間軸も違いますし、投資行為の効率性を何らかの形でゆが

めるというわけではないのですが、一定の課税等が起こった場合、また、投資に関して一定の優遇というか、もし損失が出た場合、他の税目から控除ができる、投資のリターン全般をニュートラルで何もない状態から変化させた場合、一般の所得税でのパレート最適のような話の中立性と影響が大きいと考えるのか、小さいと考えるのか。その辺りの経済的な効果と、税の所得費目での物の考え方をどういう形で整理したらいいのか、割と税では同列に語られたり、1億円の壁みたいな話で出てきたりするのですがお聞きできたらと思います。

○土居委員

特に所得税に関して、課税理論の核心を突く話だと思います。まさにおっしゃるように、労働所得の性質が強い所得と、資本所得の性質が強い所得は、それぞれ所得の源が違ふと思われる部分が多分にありますので、その意味では異なる所得源であるがゆえに、それらは完全に独立して決めているわけではないかもしれませんが、それぞれかなり独立性があります。つまり、本人の資本所得を増やしたからといって労働所得が増えるかどうかは、経済全体はまた別ですが、一個人として資本所得の性質の強い所得をより多く得るのか、労働所得の性質の強い所得で得るのかというところは、それぞれ独立に判断している可能性があります。

労働というのはまさに1年365日の中でしか供給できないもので、今年の労働時間を来年に持ち越すことはできないという意味においてフローの所得であるが、資本所得は所得を得るタイミングをうまくコントロールしようと思つたらできます。さらには、蓄積していくと、累積的に経済効果が発生することになります。

資本所得に重く税を課すと、資本蓄積が鈍る効果が累積的に出てきてしまうという意味において、経済学で言うところの効率性の観点からは望ましくないといえるかと思つています。

それに比べると、労働所得は、今年重く税を課したからといって来年の労働所得が大きく減ることにはならないかもしれないが、人的資本という考え方から、今年の労働がOJTを通じて人的資本という形でストック効果が労働供給にも出てくるかもしれないということがあつると、それはより資本所得の性質に近いものになるということはあると思つています。今年今年、来年は来年で労働供給するということであれば、今年今年で、もしそこに所得格差があれば、累進所得税を課すことを通じて、1度きりというわけではありませんが、来年以降に尾を引かないような形で労働所得に対して累進課税をすることは、それなりに効率性をゆがませないようにしやすいつと思つています。

抽象的なことを申しましたが、より教科書的な話で言えば、二元的所得税という考え方、つまり、資本所得に対しては定率で課税をし、労働所得に対しては累進課税をするという考え方が北欧などで取られていますが、そういう考え方のバックグラウンドに今申し上げたような論理があるということで、我が国も宣言はしていませんが、金融所得を定率の分離課税で課税しているという部分は、それに似たような性質がある

のではないかということは、これまでも指摘されていたことではないかと思えます。

○中里会長

多くの皆様から御意見、質問をいただき、大変充実した議論ができたと思えます。土居委員、難しい依頼に応えていただきましてありがとうございます。

次に、本日ここで議論を行うものではございませんが、これまで複数回にわたって有識者ヒアリングを行ってまいりました。事務局をお願いして、これまでの有識者ヒアリングのエッセンスを簡潔にまとめていただきましたので、皆様と共有できればと思っております。総16-2の資料について、事務局の河本調査課長から、ごく簡潔に御紹介いただければと思えます。

○河本主税局調査課長

私から、これまで本調査会において御議論いただいた有識者の方々からのヒアリングについて、簡潔に御説明させていただければと思えます。

2 ページ目ですが、4月4日に、「デジタル化が社会に与える影響」と題しまして、慶應義塾大学の宮田教授、東京大学の森川教授、同じく東京大学の松尾教授から御発表いただきました。

この中では、デジタル化の進展により、これまで焦点が当たりづらかったシングルマザーの貧困のような問題にどう対応しやすくなるのかということ、あるいは、デジタル化により給付や税による情報の壁がなくなり、一元化が可能になるといった御意見、御議論をいただきました。

3 ページ目ですが、4月15日には、「企業の成長や起業」と題しまして、Mistletoe株式会社の孫様、学習院大学の滝澤教授、東京大学の星教授から御発表いただきました。

この中では、起業家が開業地を決めるに当たって税はどの程度考慮要素となっているのか。具体的に言いますと、スタートアップ企業は、事業開始当初は通常赤字でございいますので、むしろ税よりも先駆的な人たちが集まってくるエコシステムが極めて重要であるという御議論をいただきました。

4 ページ目ですが、5月17日には、「働き方の変化」と題しまして、神戸大学の大内教授、労働政策研究・研修機構の濱口所長、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会の平田代表理事から御発表いただきました。

この中では、いわゆる総合職と言われるメンバーシップ型の雇用を基本に、ジョブ型のような仕組みに少しずつシフトしていくことが現実的ではないかという御意見や、受益と負担の視点からどのような職業教育が望ましいのかといった御議論をいただきました。

5 ページ目ですが、5月24日には、「働き方の変化」と題しまして、株式会社リクルートの奥本専門役員、株式会社ワーク・ライフ・バランスの小室代表取締役、東京大学の山口教授から御発表いただきました。

この中では、働き方改革や子育て支援を充実するための財源に税を充てる場合、ふさわしい税は何なのかといった議論や、働き方の中立化にもつながるので、中長期的には配偶者控除の見直しが必要ではないか。あるいは、子育て支援の財源は、税制がファーストベストですが、税負担による抵抗が少ないという意味では、社会保険料が納得を得やすいのではないかと御議論をいただきました。

6 ページ目ですが、6 月 9 日には、「ライフスタイル・価値観」と題しまして、株式会社博報堂生活総合研究所の石寺所長、有限会社インフィニティの牛窪代表取締役から御発表いただきました。この中では、若い世代の安心のために、新たな形でセーフティネットをどのように構築していきかといった御議論をいただきました。

7 ページ目ですが、9 月 7 日には、西村あさひ法律事務所の太田弁護士から御発表いただき、企業のボーダーレス化などの税務上の対応等について御議論をいただきました。

9 月 9 日には、青山学院大学の耳塚教授、早稲田大学の菊池教授から御発表いただきました。家庭の社会経済的背景、SESと教育格差の関係や、孤独・孤立への対応について、限られた財源の中でどう対応していくのかといったことについて御議論いただきました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございました。

これまでの有識者ヒアリングで頂戴した御知見を今後の審議にも生かしつつ、引き続き、丁寧な議論を行っていければと思います。

ここで岡村委員から御意見があるとのことですので、お願いします。

○岡村委員

お許しいただきましたので、私から、有識者の方々からのヒアリング内容を踏まえた上で、税務行政の視点も含めて意見を述べさせていただければと存じます。

これまで、納税環境整備については、「記帳水準の向上」を主なテーマとして、納税者の手元にある財務情報のデジタル化を図り、納税者のコスト負担の軽減を図りつつ、複式簿記化とトレーサビリティによって、その適正性を高いものにしていくためにはどうすべきかといったことを中心に議論してまいりました。

今後は、総会でも紹介があったOECDにおけるプラットフォーム事業者情報に係るモデル・ルールのように、第三者からのデジタル税務情報の活用による課税の適正化を進めていく方向にあるのではないかと思います。

つきましては、デジタル化を通じて得られるこうした信頼性の高い情報及びその活用を通じて、納税者の利便性・申告内容の適正性を同時に向上させるために、どのような方途が考えられるかについて検討する必要があるのではないかと考えています。

あわせて、誠実な納税者を守るためにも、税に対する公平感を大きく損なうような

行為への対応を検討していくべきではないかと考えております。

また、高齢者など、個別のサポートが必要な納税者への対応についても取り上げてはどうかと考えています。

○中里会長

岡村委員、ありがとうございました。

ただいまの岡村委員の御指摘については、納税環境整備に向けて、ウィズコロナ時代における税務手続の電子化や、グローバル化・デジタル化の進む経済社会における適正課税の在り方を検討する上で重要な御指摘であると思います。

先ほど御指摘いただいた点については、昨年の「納税環境整備に関する専門家会合」における議論にも関連いたしますし、また、先ほど佐藤委員から簡素の議論もあってもいいのではないかと御指摘もありましたが、その辺りも含めて、引き続き当該専門家会合において、総会における議論の素材を整理していただければと考えておりますが、皆様、そのような方向で御賛同いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中里会長

ありがとうございます。

岡村委員、ぜひよろしく申し上げます。

もう一点、私から御報告がございます。

「相続税・贈与税」に関しては、以前の総会で、資産移転の時期の選択に、より中立的な税制を構築するという課題について議論を行い、増井委員を座長に、専門家会合を設置することを御了承いただいたところでございます。

その後、御準備いただけてきたところですが、総会においてもこれから各税目の議論へ移っていきますので、この課題に関しても専門家会合で御議論いただきたいと思っております。

お手元の資料の総16-3を御覧ください。相続税・贈与税において、資産移転の時期の選択に、より中立的な税制をどのように構築していくかといった課題については、様々な議論がなされてきていると承知しておりますが、相続税の課税方式について、現行の法定相続分課税方式から、諸外国のような遺産課税方式や遺産取得課税方式への移行といった、大がかりな見直しの議論につきましても、中期的な検討課題となる一方、現行の課税方式において、利用状況が低迷しております相続時精算課税制度の使い勝手の向上を含め、資産移転の時期の選択に、より中立的な税制に向け、どのような方向で対応することが考えられるかといったことが、当面の課題として考えられると思っております。

なお、この相続税・贈与税に関しましては、一部には、近々、暦年課税が廃止されるのではないかと、110万円の基礎控除が使えなくなるのではないかと、などといった見方・御懸念があるようですが、そういった議論を行うのではなく、先ほど申し上げました

課題について、理論的・実務的な視点も踏まえて御議論いただければと考えております。

メンバーの皆様におかれましては、どうぞよろしく申し上げます。

本日の議事はこれで終了となります。

今後の総会や各専門家会合の開催日程は、現在調整中ですので、決まり次第、事務局から御連絡いたします。

本日の会議の内容は、この後、私から記者会見で御紹介したいと思います。

本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

[閉会]